

自衛隊統合達第14号

自衛隊サイバー防衛隊の教育訓練に関する訓令（令和4年防衛省訓令第18号）の規定に基づき、自衛隊サイバー防衛隊の教育訓練の実施に関する達を次のように定める。

令和4年3月17日

統合幕僚長 山崎 幸二

自衛隊サイバー防衛隊の教育訓練の実施に関する達

（趣旨）

第1条 この達は、自衛隊サイバー防衛隊の教育訓練を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 自衛隊サイバー防衛隊は、統合運用に関する部隊行動に習熟するために、その任務完遂に必要な能力の維持向上に必要な教育訓練を計画、実施する。

（自衛隊サイバー防衛隊司令の責務）

第3条 自衛隊サイバー防衛隊司令（以下「自サ防隊司令」という。）は、任務及び実状に応じた教育訓練を計画し、実施するとともに、事前の周到的準備、事後の分析及び評価等を励行し、着実な練度の向上を図るものとする。

（各個訓練）

第4条 各個訓練は、各自衛隊が定めるところの各個訓練若しくは個人訓練に準拠するものとするほか、実施項目等の細部は、自サ防隊司令が定める。

（部隊訓練）

第5条 部隊訓練は、別に定めるもののほか、任務完遂に必要な能力の維持向上に必要な訓練を、自サ防隊司令が定め実施する。

（訓練検閲）

第6条 自サ防隊司令は、必要な都度、隷下部隊に対して訓練の検閲を実施することができる。

（報告等）

第7条 自サ防隊司令は、四半期毎の教育訓練計画を当該四半期開始までに統合幕僚長（指揮通信システム部指揮通信システム運用課長気付）に報告する。

2 自サ防隊司令は、教育、各個訓練及び部隊訓練の実施状況報告（別紙様式による。）を当該年度終了後20日以内に統合幕僚長（指揮通信システム部指揮通信システム運用課長気付）に実施する。

3 部隊の練度維持・向上に必要な部外委託教育、部外研修、部内研修及びその他部内への依頼事項については、年度自衛隊統合業務計画に関する達（平成18年自衛隊統合達第28号）に基づく要望事項を作成のうえ統合幕僚監部に通知する。

（委任事項）

第8条 この達の実施に関し必要な事項は、自サ防隊司令が定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この達は、令和4年3月17日から施行する。

（自衛隊指揮通信システム隊の教育訓練に関する達の廃止）

2 自衛隊通信システム隊の教育訓練に関する達（平成20年自衛隊統合達30号）は廃止する。

別紙様式（第7条関係）

発簡番号
発簡年月日

統合幕僚長 殿
(指揮通信システム部指揮通信システム運用課長気付)

自衛隊サイバー防衛隊司令

令和 年度教育訓練実施状況報告

1 教育訓練時数等

項目	時数等	計画	実施	百分比(%)	備考
		時数 / 回数	時数 / 回数	実施 / 回数	
教育	部外委託教育				
	部外研修				
	部内研修				
	その他				
小計					
各個訓練					
小計					
部隊訓練					細部については、付紙に基づき記載すること。
小計					
合計					

2 所見

